

(別紙)

答申番号：答申第 13 号（諮問第 14 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、不存在を理由に非公開を決定した処分は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

令和 5 年 8 月 14 日、審査請求人は沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

沖縄葬祭場建設についての「全員協議会」の議事録のすべて（沖縄市霊園に関する事も含む）

※ 請求内容にはその他 3 件が含まれるが、本件審査請求には当該 3 件に係る内容は含まれていない。

3 実施機関の決定

実施機関は本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書非公開決定（令和 5 年 9 月 13 日付け、沖市環第 913008 号。以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和5年9月19日、審査請求人は本件処分を不服として条例第11条第1項の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「全員協議会」が開催された事実があるため、公文書の公開を求める。

2 審査請求の主な理由（要約）

(1) 公文書不存在に疑義がある。

(2) 原処分の非公開決定通知書には、根拠規定の中に「公文書不存在」としているにもかかわらず、審査請求に対する弁明書の理由と正当性の①では「当該議事録について保有していないため」と記載し、②では「全員協議会が開催された事実があったとしても」、「公文書を保有していないため、」といった文章表現をしている。これは、「不存在」と「保有」の意味を混同していると思われるが、公文書不存在決定を「保有」といった言葉を利用し「公文書不存在」の決定した責任を濁した文章は、「公文書はあるが手元にないので公開できません」にもとれる表現の主張は、行政文書の文言として正しいという、沖縄市担当の言い訳である。情報公開が公平誠実に機能していないどころか、沖縄市の担当の都合で虚偽の情報を公開しており、断じて許されざる愚行でありますので公平な判断を求める。

(3) 今回の審査請求後、請求のあった「全員協議会」の資料が環境課ではなく議会事務局にあるので、そちらへの請求となると説明があった。処分庁は、議会事務局の次長より当該文書を確認できたと2、3日前に連絡を受けたとのことである。処分庁は公開請求があった当該資料を探したが見つからなかったため、非公開決定通知を送付したとのことである。

(4) 沖縄市議会事務局窓口へ「全員協議会」の資料の全て（沖縄葬斎場建設及び沖縄市霊園建設に関する）を再度請求し、議会事務局より一部公開決

定【議員全員協議会関係文書、議員全員協議会文書綴り】（公開しないとす
る部分、個人の氏名に関する部分）があり、昭和49年と昭和50年の資料
をそれぞれ2ページのみ議事録が、計4ページだけが公開された。当該
決定は、全員協議会議事録を開示しないことと同様に思われ不当な情報の
公開であると思慮する。

- (5) 8月15日に情報公開を求めて既に3か月たった現在でも、納得のいく
情報公開の対応が行われなかった事実は、市民のための情報公開制度が沖
縄市の担当者によって時間稼ぎ、又は先送りする為に悪用されているので
はないかと疑念を抱く思い。沖縄市の情報公開請求窓口も、部局が違えば
資料も保管場所も違うのは理解できるが、請求する部局や窓口に関しては、
市民はどの部局に請求すべきかの判断は理解できかねる場合がほとんどで
あり、判断を決定し速やかに説明する責任は情報公開請求窓口にあるべき
だと考えている。
- (6) 全員協議会の資料は存在しており、また議事録中の個人の名前を消すこ
とも議会事務局は可能であり、全ての資料の公開を早急に求めます。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

- (1) 本件公文書については、沖縄葬祭場及び沖縄市霊園建設当時に、当該建
設に関する全員協議会が開催されたかどうか不明であり、その記録も見当
たらず、当該建設議事録について保有していないため公文書非公開を決定
した。
- (2) 審査請求人の主張のとおり、沖縄葬祭場及び沖縄市霊園建設当時に当該
建設に関する全員協議会が開催された事実があったとしても、審査請求人
が公開を求めている公文書を保有していないため、本件公文書の非公開決
定は妥当である。

第5 調査審議の経過

- 1 令和5年11月28日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和6年1月29日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和6年3月1日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述、答申案の検討）

第6 審査会の判断

- 1 はじめに

審査請求人が本件請求により公開を求めているのは、本件公文書公開請求書に、「沖縄葬祭場建設についての「全員協議会」の議事録のすべて（沖縄市霊園に関する事も含む）」と記載されていることから、沖縄葬祭場及び沖縄市霊園に関する公文書のうち、「建設についての」公文書であり、「建設」とは、建物や建物以外の工作物を新たに造ることをいうことから、「建設当時」の公文書であると解される。その上で、全員協議会の議事録としていることから、沖縄市議会（以下「議会」という。）で開催された「全員協議会」の場における議事録であると解される。

このことから、審査請求人が公開を求める公文書が存在するか否かについて、以下、検討する。

- 2 実施機関による該当公文書の検索について

- (1) 沖縄葬祭場及び沖縄市霊園は、昭和51年から昭和53年の間に建設されているため、建設当時の公文書としては、建設前の検討段階の期間を含めた昭和53年までの公文書とするのが相当であると考え。また、実際に今回の審査請求後の議会に対する公文書公開請求により昭和49年と昭和50年の議事録が公開されていること及び沖縄市政が誕生したのが昭和49年4月1日であることを踏まえると、建設前の検討段階の期間としては、

昭和 49 年を始期とするのが相当である。従って、本件審議における公文書の期間としては、昭和 49 年から昭和 53 年までの期間に作成された文書を対象に検討する。

(2) 実施機関の説明によると、該当公文書の検索にあたっては、実施機関において、上記期間内に全員協議会が開催されたかどうか事実関係が確認できなかったため、手始めに議会事務局へ口頭により照会したとのことであるが、同事務局からは、建設当時の全員協議会の議事録については確認することができず、同事務局としても全員協議会が開催されたかどうかさえ確認できないとの返答であったとのことである。また、仮に開催されていたとしても、議事録関係の保存年限を 10 年と定めているため、確認できない旨の説明があったとのことである。

(3) その上で実施機関は、実施機関において現に保有している沖縄葬祭場及び沖縄市霊園に関する公文書を全て検索し、該当公文書を保有していないかどうか確認した結果、該当公文書を保有していないこと及び全員協議会が開催されたことを確認できる資料等がないこと、その他存在していることを裏付ける記録等がないことを確認したとのことであり、文書不存在の決定を行ったとのことである。

3 条例に適用される公文書について

(1) 本条例が施行されたのは平成 14 年 4 月 1 日となっているが、附則には、次の規定が置かれている。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以降に作成し、又は取得した公文書

(2) この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書であって、
目録等が整理されたもの

当該附則は、条例施行前に作成又は取得した公文書について、目録等により検索できないものについては、そもそも検索するすべがなく、対象となし得ないことから設けられた規定であると解される。

(2) 現在の沖縄市文書取扱規程（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 4 号）は、平成 18 年 3 月 31 日訓令第 4 号により全部改正がなされたものであるが、改正前の沖縄市文書取扱規程（昭和 49 年沖縄市規程第 4 号）には、文書の保存年限について、次の規定が置かれている。

（文書の保存年限等）

第 10 条

第 1 種 永年保存

第 2 種 10 年保存

第 3 種 5 年保存

第 4 種 3 年保存

第 5 種 1 年保存

すなわち、当時における公文書の取扱いを鑑みると、永年保存にあたる公文書以外は、通常、廃棄されていることとなり、永年保存として目録等に該当公文書の記載が見当たらなければ、結果として条例が適用される公文書とはならないのであるから、永年保存とされている公文書の検索を行ったかどうかの確認が必要である。

4 議会が保有する公文書について

条例上、議会は、市長とは別の実施機関であり、条例に基づく情報公開制度の実施については、独立してその事務を行っている。すなわち、議会が保有する公文書は、議会にのみ属する公文書であり、実施機関が保有する公文書とはならない。

しかしながら、本件請求において実施機関は、該当公文書を議会において保有していないかどうかを確認しており、適正な対応であったといえる。そ

の上で議会事務局からは、保有していない旨の回答を得たのであり、実施機関においては、これ以上、議会に対し確認するすべがないのであるから、これを以て、実施機関の検索が不当であったということはできない。また、本件請求において議会事務局より対象公文書を保有していない旨の回答を得ている以上、審査請求人に対し、議会への公文書公開請求を案内しなかったことは、不合理とはいえない。

5 「全員協議会」の議事録について

(1) 議会事務局の説明によると、当時の「全員協議会」とは、市長及び議員からの要請により、議長が必要と認めたときに開催するものであるが、法的根拠のない会議であったとのことである。

現在は沖縄市議会会議規則に定められている「全員協議会」がその機能を持っており、当時より市議会議員のみで構成する組織であるとのことである。当時、市長から議長へ全員協議会の開催依頼を行い、議長が招集したのではないかとのことである。

(2) 実施機関によると、実施機関においては議事録の作成義務がなく、仮に議事録を作成していたとしても、任意によるものであるとのことである。実際に現在行われている全員協議会に実施機関が出席を求められた際も、実施機関側に議事録の作成義務はないとのことである。

これらを踏まえると、実施機関が議事録を作成していたことを証拠づける事実は見当たらない。

6 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、議会が行った部分公開決定に対して不当な情報公開であるなどの主張を行っているが、当該主張は、あくまで議会が行った決定に対する不満であり、本件審査請求において対象としている本件処分には含まれない。

また、本件審査請求が行われた際に、改めて実施機関から議会事務局に照

会した結果、当該対象公文書を議会が保有していることが判明しているが、当該事情は本件審査請求の結論に影響を及ぼすものではない。

加えて、本審査会において令和6年3月1日付けで行われた口頭意見陳述によれば、審査請求人が本件審査請求書に添付した「全員協議会 昭和50年3月5日」と記された書面は、審査請求人が沖縄県立公文書館で入手したとのことであるが、これを以て実施機関が本件該当公文書を保有しているとは認められない。

7 以上のことを踏まえると、本件請求において実施機関は、実施機関が現に保有している沖縄葬祭場及び沖縄市霊園に関する公文書を全て検索し、該当公文書を保有していないことを現に確認しており、また、議事録の作成義務があったとはいえ、その他実施機関が保有していることを証拠づける記録もないことから、該当公文書は不存在であるといわざるを得ない。

8 結論

以上のことから、実施機関において本件請求に係る公文書は不存在であるとして非公開決定を行った本件処分は、何ら違法又は不当な点はなく妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付帯意見

1 公文書の検索体制の確保について

本件請求に関して議会事務局は、実施機関からの照会に対し、保有していない旨の回答を行っているが、このことについて議会事務局は、文書管理システムにて検索を行ったが、該当する文書が存在しなかったためと説明している。

また、本件審査請求が行われた際に、改めて実施機関から議会事務局に照会した結果、当該対象公文書を保有していることが判明しているが、このこ

とについて議会事務局は、文書移管作業を行っている際に、昭和 49 年ごろの資料が置かれている棚より、箱詰めされた当該対象公文書を確認したと経緯を説明している。

議会における文書の取扱いについては、沖縄市議会事務局処務規程によることとされており、同規程に基づき公文書の保存がなされるものであるが、本件請求に関する議会事務局の対応は、検索体制に不備があったといわざるを得ない。

公文書の作成及び保存は、情報公開制度における行政の説明責任を果たす上で前提となるものであり、事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績、結果について、合理的に跡付け又は検証できるよう文書を作成し、適切に保存を行い、検索体制を整備する必要があると解される。

当審査会は、全ての実施機関において、公文書の取扱いに関する規程を再確認し、情報公開制度における実施機関の説明責任を果たすよう要望する。

2 議会における部分公開決定について

前述のとおり審査請求人は、議会に対し公文書公開請求をし直し、議会より該当する議事録（計 4 頁）の部分公開決定を受けており、当該処分に対しても不服があるとして、部分公開決定を受けた当該議事録を含む昭和 49 年と昭和 50 年の議事録を全て公開するよう求めている。

当該議事録の公開請求については、議会に対しなされるものであり、本件審査請求の対象とはならないものの、当審査会において、議会が部分公開決定を行った当該議事録及び当該議事録を含む当該昭和 49 年と昭和 50 年の議事録を見分したところ、当該公開請求の対象となった議事録は、当該公開請求の対象となる議事録以外の議事録もまとめて編綴された簿冊として保存されており、当該簿冊の中から当該公開請求の内容に関する議事録のみを当該公開請求の対象公文書として特定し、その他の議事録は当該公開請求の対象外とした議会の対応は妥当であると考えられる。

以上

令和6年3月22日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第一部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫